



社員総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 8 月 18 日 (土) 18 時 30 分～19 時 00 分
1. 開催場所 ステーションコンファレンス万世橋 402 会議室
1. 総社員数 13 名
1. 出席した社員数 8 名 (内訳：本人出席 3 名、委任状出席 5 名)、オブザーバー 5 名
1. 審議事項
 - 第 1 号議案 第 5 期 (H29.7.1～H30.6.30) 事業報告承認の件
 - 第 2 号議案 第 5 期 (H29.7.1～H30.6.30) 収支決算報告承認の件
 - 第 3 号議案 第 6 期 (H30.7.1～H31.6.30) 事業計画 (案) 承認の件
 - 第 4 号議案 第 6 期 (H30.7.1～H31.6.30) 活動予算 (案) 承認の件
 - 第 5 号議案 定款の変更の件
 - 第 6 号議案 役員改選の件

1. 議長選任の経過

定刻に至り司会者松根彰志が開会を宣し、続いて理事長大久保公裕から開会の挨拶があった。その後、本日の社員総会は定款所定数を満たしたので有効に成立した旨を確認し、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって大久保公裕が議長に選任された。続いて議長から挨拶の後、議案の審議に入った。

1. 議事録署名人の選任に関する事項

議長から、議事録署名人を選任したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって次の者が議事録署名人に選任された。

議事録署名人：松根 彰志、橋口 一弘

1. 議事の経過の概要及び議決の結果

議長は、第 1 号議案、第 2 号議案を一括上程のうえ審議した。

第 1 号議案について、議長は議案ごとに報告および内容の説明を詳細に行った。

第 2 号議案は、財産目録及び貸借対照表活動計算書についてオブザーバーの笹口より詳細に説明がなされた後、監査報告について議長が代読を行った。

質疑応答の後、議長は、第 1 号議案、第 2 号議案について個別に、その承認を議場に諮ったところ満場異議なく承認された。

議長は、第 3 号議案、第 4 号議案を一括上程した。

議長は議案ごとに提案理由および内容の説明を詳細に行なった。

質疑応答の後、議長は、第 3 号議案、第 4 号議案について個別に、その承認を議場に諮ったところ満場異議なく承認された。

第 5 号議案の定款の一部変更について、オブザーバーの笹口より説明がなされた。変更内容は、別紙を参照。質問等がないため、議長は第 5 号議案について即座にその承認を求めたところ、満場異議なく承認された。

第 6 号議案の役員改選について、議長は、理事及び監事の全員が任期満了につきその選任方法を議場に諮ったところ、出席社員の中より再選重任を要望する発言があった。

また、議長より理事 3 名を追加したい旨の説明があったので、それぞれその賛否を諮ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。よって、議長は、次のとおり役員を改選することに可決された旨を宣した。

なお、被選任者は、いずれもその就任を承諾した（委任状出席者による事前承諾及び新任者による事前承諾あり。）。

理事長	大久保	公裕	(重任)
副理事長	松根	彰志	(重任)
理事	奥田	稔	(重任)
理事	大塚	博邦	(重任)
理事	橋口	一弘	(重任)
理事	猿谷	昌司	(重任)
理事	大西	正樹	(重任)
理事	澤木	誠司	(重任)
理事	鶴窪	一行	(重任)
理事	山口	潤	(重任)
理事	金井	憲一	(重任)
理事	後藤	穰	(新任)
理事	松延	毅	(新任)
理事	増田	弘行	(新任)
監事	大山	義之	(重任)
監事	坂口	文雄	(重任)

以上をもって社員総会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し 19 時 00 分散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成 30 年 8 月 18 日

特定非営利活動法人花粉症・鼻副鼻腔炎治療推進会社員総会

議長 大久保 公裕

議事録署名人 松根 彰志

同 橋口 一弘

定款の一部変更（案）

東京都の指摘に伴い、定款の一部を下記のとおり改正致したく、提案致します。

1. 東京都への届出が必要な改正

改正案	現 行
<p>(資産の構成)</p> <p>第38条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講</u>じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>(予備費)</p> <p><u>第46条 削除</u></p> <p><u>以下、47条以下の条文番号を1条ずつ繰り上げる。</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第38条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費)</p> <p>第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>